

「愛知県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案」に対する県民意見の概要及び県の考え方

1 総則について

連番	御意見の概要	県の考え方
＜全般的な内容について＞		
1	<p>目的、定義、基本理念について、そのすべてに犯罪被害者等に思いを寄せた内容が書かれている。</p> <p>しかし現状そうではないことは、私が犯罪被害者等としてこれまでに実体験してきたので、今のままではいけないと強く思う。</p> <p>この愛知県犯罪被害者等支援条例がこれからの話し合いでより成熟したものになり、制定されたのちは、犯罪被害者等が被害以外に苦しむ場面を作らないように、県が国と連携して積極的にいい方向に進めていただきたいと思う。</p>	<p>国のみならず、市町村や民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関する機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
2	<p>名古屋市に続き、愛知県が被害者条例を制定することの意義は大きく、強く賛同する。県下の他市町村への条例制定、支援の波及を期待する。</p>	<p>市町村や民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関する機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
3	<p>愛知県独自の犯罪被害者支援制度を作るのは、とても素晴らしいことだと思う。国の犯罪被害者支援制度は、私も数年前まで知らなかったし、今でも知らない人が多くいる。もっと支援の窓口が身近なところにあると、もっと救われる被害者がいると思う。</p>	<p>条例を制定し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
4	<p>特定の被害者に限らず、広く、どの被害者も「助けられた」と実感できる制度・運用となることを期待する。</p>	
5	<p>被害者支援条例を制定することが目的ではなく、いかに運用されるかが重要であると思う。</p>	
6	<p>条例が制定されることにより、県民が安心、安全に暮らせることはもとより、県庁内に周知され、被害者支援が認知、拡充されることを期待する。</p>	
7	<p>愛知県内どの地域でも同じレベルの支援が受けられることを期待する。</p>	

連番	御意見の概要	県の考え方
8	<p>既に先行する犯罪被害者支援特化条例があるなか、愛知県は後発として条例を制定するのであるから、さすが愛知県と言われる、今作りうる最良の条例を目指して欲しい。そのためには、他条例で取り入れられている支援のための施策を取りこぼしなく取り入れ、十分な予算措置を講じ、犯罪被害者支援推進の意欲を示す具体的な条例を制定されたい。</p>	<p>条例が、本県の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進できるものとなるよう取り組んでまいります。</p>
9	<p>愛知県において犯罪被害者等支援条例が制定されることになったことは、大変喜ばしいことだと思う。今後は、愛知県下の全市町村でも犯罪被害者等支援条例が制定され、市民にとって最も身近な市町村、そして、県、国とそれぞれから支援を受けることができるようになって、はじめて、充実した支援を途切れることなく受けることができるようになると思うので、制定された次は、全市町村での犯罪被害者支援条例の制定に向けて、愛知県が支援して欲しい。</p>	<p>国のみならず、市町村や民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関する機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
10	<p>支援の対象、基準が厳格であると申請をためらう被害者がでてくる恐れがあるため、敷居の低い条例であってほしい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策までを記載するものではありません。具体的な施策は、別途検討してまいります。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>骨子案に「県の責務」も書かれているが、被害に遭い困った時に、どこに相談に行くと良いか分からない。 相談はどこに行けばよいか。その窓口はどこにあるのか。 そして、窓口には、県職員ではなく、専門的に相談に乗り、支援制度や関係機関等を教え、コーディネートしてくれる専任の方を置いてほしい。</p>	<p>犯罪被害者やその家族の方々からの総合的対応窓口として「愛知県県民相談・情報センター」を設置しております。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<b>&lt;定義&gt;について</b>		
12	<p>・二次被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者の不誠実な言動、周囲の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷・・・・・・・・ という文言に変更していただきたい。</p>	<p>二次被害の定義に「加害者の不誠実な言動」とする方向で検討してまいります。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
13	<p>愛知県の条例骨子案における「犯罪等」の定義は、犯罪被害者等基本法の記載に則ったものであるが、たとえば名古屋市では条例における「犯罪等」は犯罪被害者等基本法と同じ定義であっても、市民に対し、より具体的にその内容を説明するため、ホームページやリーフレットで「刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいい、殺人等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯についても犯罪に該当します。」と書かれている。</p> <p>交通事故は、一般的には「犯罪被害」と思われにくいところがある一方、全国的に見ても毎年多数の交通死亡事故が県内で起きていることを考えれば、交通犯罪の被害者を疎かにはできないと考える。そのため、県民に広く「交通事故の被害者は犯罪被害者である」ことを条例以外にも多様な方法を使って広報啓発していくべきであると考え、その施策を要望する。</p> <p>県民にひろく「交通事故の被害者も犯罪の被害者である」ことが認識されるようになれば、「運が悪かった」とか「保険金がもらえてよかったじゃない」などと周りから言われるという、今回報道でも大きく取り上げられた「二次被害」を防止することに多大な貢献をするものと思う。</p>	<p>「犯罪等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とすることとして整理してまいります。</p> <p>また、「二次被害」の防止に資するよう、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p> <p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>定義：犯罪に限定せず、取りこぼしを防ぐ意味で準ずる行為を含めたことを良かったと思う。</p>	<p>「犯罪等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とすることとして整理してまいります。</p>
15	<p>「・犯罪等：犯罪（交通事故も犯罪です。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」という文言に変更していただきたい。</p> <p>可能な限り具体的に「交通犯罪被害者」という言葉を条例に出していただきたい。</p>	<p>「犯罪等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とすることとして整理してまいります。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
16	<p>「2 定義」について 支援の対象となる犯罪被害者の家族、遺族には同性パートナーも含むこととされたい。有識者会議の宮木委員の意見に賛同する。愛知県は、「あいち男女共同参画プラン2020」において、「性的少数者が、その人権が尊重されて安心して、暮らしていける社会づくりに向けた取組を推進してまいります」「性的少数者への理解が促進されるよう、取組を行ってまいります。」等宣言しているのだから、この条例において、その姿勢を具体化すべきである。</p>	<p>「犯罪被害者等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう」とすることとして整理してまいります。</p> <p>なお、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、同計画における「犯罪被害者等」とは、「基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである」との見解が示されており、本県としても同様に考えております。</p>
17	<p>愛知県では今、約20年間にもわたって夫婦同然に暮らし続けてきた同性パートナーが殺人事件に遭ったにも関わらず犯罪被害者遺族として犯罪被害者等給付金が支給されなかった男性が裁判を起こしている。</p> <p>国の犯罪被害者等給付金の制度では、男女であれば、これが内縁・事実婚の関係であってもパートナーは犯罪被害者遺族と認められ、犯罪被害者等給付金が支給されることになっている。また、制度そのものには、同性の内縁・事実婚パートナーを犯罪被害者等給付金の支給から排除する明文規定はない。にもかかわらず、被害者のパートナーだった男性は、パートナーを失った悲しみだけでなく、パートナーを失った被害者遺族であると認められない二重の悲しみを背負うことになってしまう。このような事は二度と繰り返してはならない。</p> <p>愛知県の「犯罪被害者等支援条例」やその運用において、犯罪被害者の異性の内縁・事実婚パートナーと同様に、同性の内縁・事実婚パートナーも差別する事無く犯罪被害者遺族として扱うよう強く要望する。</p>	
18	<p>愛知県では同性パートナー犯罪被害者給付金に関わる訴訟が行われている（現在、控訴審）。そのおひざ元である、愛知県の条例であるため、悲しい思いをする人はなくしていただきたい。</p> <p>愛知県の条例では、支援の対象に、同性のパートナーも含めていただきたい。悲しみや苦しさは、異性であって同性であっても、何ら変わるものではないため。ぜひ、同性も異性も同様に扱って欲しい。</p>	

連番	御意見の概要	県の考え方
19	<p>同性パートナーも犯罪被害者の配偶者として組み入れていただきたい。現在、名古屋地裁・高等裁判所において、同性事実婚配偶者が国から犯罪被害者の配偶者として認定されず、犯罪被害者給付金が受け取れないことに対する裁判が行われている。そのカップルは、20年以上にわたって生活を共にしており、殺人事件に巻き込まれたために一方が亡くなった。同性である為に、男女であれば支給されるはずの犯罪被害者給付金は、被害者の配偶者として認められなかった為に支給されなかった。</p> <p>愛知県においても、同性カップルを自治体レベルでパートナーであると認めるパートナーシップ制度を導入する自治体があり、今後さらに増えていくことが予想される。(2021年現在は西尾市・豊明市・豊田市・豊橋市の4市)</p> <p>社会通念上、同性カップルは配偶者となり得ないという考え方で、これまで同性カップルが犯罪被害にあった際は、給付金の対象にならなかったのであれば、同性カップルもパートナーとして認められる事例が出てきたということであり、今回の条例においては、同性カップルも犯罪被害者の配偶者として想定していただきたい。</p>	<p>「犯罪被害者等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう」とすることとして整理してまいります。</p> <p>なお、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、同計画における「犯罪被害者等」とは、「基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである」との見解が示されており、本県としても同様に考えております。</p>
20	<p>被害者等支援条例について、被害者及びその家族に対しての支援の際、同性パートナーも対象となるよう要望する。豊明市や豊橋市、西尾市などパートナーシップ制度のある市区町村に限らず、LGBTの人たちも、被害者及びその家族の家族に当たる場合は対象にしていきたい。</p>	
21	<p>被害者の家族や遺族に性的少数者も含まれることは明示されることを希望する。定義上排除されないようにも思うが、家族にあたるか、遺族にあたるかという前提で支援が受けられるかどうか滞ることは妥当でないためである。</p>	

連番	御意見の概要	県の考え方
22	<p>愛知県の制度では、事実婚のパートナーが同性同士だろうが異性同士だろうが、差別することなく同等に支援する制度にしていきたい。愛知県内には、豊明市をはじめ、同性パートナーシップ制度を設けている自治体が複数あり、利用者もいる。名古屋市でもパートナーシップ制度を作ってほしいと要望をしている。同性同士で事実婚関係をむすび、家族として生活している人々の存在はすでに明らかであり、犯罪被害という一番苦しい局面で、セーフティネットとしての支援から排除されることのない制度作りを望む。多様な人々が暮らす愛知県だからこそ、同じように犯罪被害にあった被害者とその家族が同じように救済を受けられるような平等な制度を作っていただきたい。</p>	<p>「犯罪被害者等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう」とすることとして整理してまいります。</p> <p>なお、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、同計画における「犯罪被害者等」とは、「基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである」との見解が示されており、本県としても同様に考えております。</p>
23	<p>「定義」の項目にて、犯罪被害者等とは「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」とあるが、家族という定義に「事実婚配偶者」も含む形にしていきたい。2021年10月現在において、日本では同性同士の婚姻や、選択的夫婦別姓も法的には認められていない。そのような中で、やむをえず事実婚という形を取り、法的な婚姻をしているカップルと何ら変わらない生活を営んでいたとしても、必要な支援を受けられない人たちが沢山いる。</p> <p>愛知県内にも、パートナーシップ制度を制定する市は増えてきているが、そういった市でパートナーシップを結んでいたとしても、戸籍上では家族と認められていない。現に、「同性パートナーに対する犯罪被害者等給付金の支給を求める訴訟」が現在名古屋高等裁判所にて行われているが、必要な支援を受けられないという事実がある。</p> <p>犯罪被害者や遺族を性別や性的指向によって分断することなく、平等に救済する制度を作っていただくことを、一県民として強く願う。</p>	
24	<p>愛知県犯罪被害者等支援条例の制定にあたり、同性パートナーについても支援の対象とすることを明示することが、愛知県が婚姻制度についての多様性を尊重し、性的少数者の人権を擁護しようとする先進的な姿勢を内外に示すものとして望ましいと強く考える。</p>	

連番	御意見の概要	県の考え方
25	<p>現在多様性を認めることでより強い社会になっていこうという大きな流れがある中で、犯罪に遭われた被害者遺族を、同性愛者であるという一事において差別することなく、大きな悲しみを背負う遺族を救済するための制度、どうか異性同性に関わらず、救う制度なのだと明記していただきたい。</p>	<p>「犯罪被害者等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう」とすることとして整理してまいります。</p> <p>なお、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、同計画における「犯罪被害者等」とは、「基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである」との見解が示されており、本県としても同様に考えております。</p>
26	<p>犯罪被害者には、誰でもなる可能性がある。異性パートナーでは認められることが、同性パートナーでは認められないということは、差別を認め、さらなる差別を呼ぶことはあるかと思われる。インターネットが普及している現代では、憎悪による誹謗中傷も増加している。</p> <p>ここで、同性パートナーのみ排除されるならば、愛知県では、このような差別を認めていると思われてしまう。どうか、異性パートナー同様に、同性パートナーにも、支援の手を差し述べていただきたい。愛知県がより住みやすく、人権を大切にす自治体になっていくことを切に願う。表現の自由を大切に守る知事のいる自治体に深くお願いする。</p>	
27	<p>犯罪被害に合われた方がどんなセクシャリティであろうと、どんなパートナーシップを誰と育んでいようと、犯罪被害者であることには変わりはない。セクシャルマイノリティや、立証が難しい性犯罪の被害者の声がないものとされないよう、取り組んでいただきたい。</p>	
28	<p>犯罪等により被害を受けた者及びその「家族又は遺族」の定義について、事実上婚姻関係にある者またはあった者（同性カップルを含む）と言う形にしていきたいと切に願う。</p>	
29	<p>愛知県が、犯罪被害者等支援条例を制定することに賛同する。</p> <p>愛知県では、同性パートナーに犯罪被害者給付金が支給されなかったことについて裁判で争われている。地裁で、否定されたときには、Twitterで話題となり、全国的に懐疑的な声があがった。</p> <p>新しい条例の制定にあたっては、同性パートナーを保護の対象とすることを明示していただきたい。</p>	

連番	御意見の概要	県の考え方
30	2の定義には、「犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」とあるが、この家族の中に「同性カップル」が含まれることを求める。	「犯罪被害者等」の定義は、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう」とすることとして整理してまいります。
31	同性パートナーも犯罪被害者支援の救済対象にしていきたい。県下で同性パートナーシップ制度のある市町村も増えている。男女の事実婚だけでなく、同性パートナーを差別したり排除したりすることなく、救済の対象に含めていただきたい。	なお、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、同計画における「犯罪被害者等」とは、「基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである」との見解が示されており、本県としても同様に考えております。
32	同性パートナーも対象に含めていただきたい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
33	家族は性別で決めるのはおかしいです。家族は家族です。同性でも異性でも変わらない。	
34	定義における「犯罪等」および「犯罪被害者等」の「等」とは何かについて、説明いただきたい。これは行政用語なのか。一般市民には、分かりにくいと思う。仮に骨子には明記がなくとも、条例には説明あるいは解説が必要と考える。	条例では、国の犯罪被害者等基本法と同じく、「犯罪等」及び「犯罪被害者等」について「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」及び「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」としております。「県民への理解の促進」において、条例の定義を分かりやすくお伝えする施策を検討してまいります。



連番	御意見の概要	県の考え方
<b>&lt;基本理念&gt;について</b>		
35	<p>「3 基本理念」について、基本法第3条3項にもあるとおり、犯罪被害者の支援は、「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」「途切れなく」というのが肝要であるところ、骨子案には前者が欠けている。明示すべきである。</p>	<p>犯罪被害者の方の中には、犯罪に遭ったあと、「再び平穏な生活を営むことができるよう」にはならないと感じられる方もいらっしゃるため、「犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう」とすることで整理してまいります。</p>
36	<p>途切れない支援はその通りであるが、それはいつから、いつまでを指すかの目標がなければ曖昧になり、また息切れもする。被害直後から社会復帰までを基本とされることを望む。国、市町村、民間支援団体等との適切な役割分担はその通りであるが、市町村への支援だけでなく民間支援団体等への支援も重要であり、また、国に対して要望を上げていただくことも非常に重要な県の役割と思う。市町村への情報提供のみが具体的に挙げられているため、国に対する姿勢、民間支援団体への支援も明らかにしていただきたい。特に、ワンストップ等既に警察と連携している団体への支援は県としても支障は少ないと思うため、明示することのリスクは低いと思う。</p>	<p>犯罪被害者やその家族の方々が安全、安心に暮らすことができるよう、支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>なお、県が行う取組として「民間支援団体に対する支援」を規定してまいります。</p>
<b>&lt;各主体の責務&gt;について</b>		
37	<p>愛知県下では、市町村ではほぼ特化条例が制定されていない。よって、名古屋市以外の市町村が条例を制定する場合には、県がその条例の制定や運用に当たって支援をする役割を果たしていただきたい。</p>	<p>県内の犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に進められるよう取り組んでまいります。</p> <p>条例では、県の責務に「市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供その他の支援を行う」と規定することで整理してまいります。</p>
38	<p>神奈川県条例にもあるように、県の責務としては第一に「基本理念にのっとり」「施策を策定し」「推進する」ということが大事であるので、これを明言されたい。</p>	<p>条例では、「基本理念にのっとり」「施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する」として整理してまいります。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
39	<p>県が条例を作る以上、県内あまねく支援が受けられる、即ち、居住する市町村による格差なく支援が受けられるよう、市町村とも連携を取り、県は市町村を支援して県内全体の体制を整備すべきである。</p>	<p>県内の犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に進められるよう取り組んでまいります。</p> <p>条例では、「県の責務」について「市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供その他の支援を行う」ことを規定するとともに、「総合的な支援体制の整備」を規定してまいります。</p>
40	<p>「～役割分担を踏まえ」というのは、県の責務をセーブする方向にも働かうる文言であるので、条文に入れることには反対である。</p>	<p>犯罪被害者等基本法において、地方公共団体の責務は「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」とされており、条例では、犯罪被害者等基本法に基づき、役割分担を踏まえることを明示してまいります。</p> <p>市町村や愛知県警察を始め関係機関と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
41	<p>市町村に対する支援を行うことを明言している点は評価できる。市町村に対する支援については、「県は、県民が県内のいずれの市町村に居住していても格差なく支援を受けることができるよう」という目的を明示して「市町村が～推進できるよう～実施する」とすべきである。市町村への支援としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の特化条例制定への支援</li> <li>・各市町村の総合支援窓口への支援</li> <li>・市町村の犯罪被害者支援（生活支援が主になると考えられる）への助成等経済的支援 などがある。</li> </ul>	<p>県下の市町村において、犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に進めることができるよう、支援してまいります。</p> <p>また、条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>「大阪府犯罪被害者等支援条例」では、骨子案とほぼ同様の内容となっているが、「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」となっている。県の被害者支援に関する姿勢を明らかにするためにも、この表記をされたい。</p>	<p>条例では、「施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する」として整理してまいります。</p>
43	<p>「5 県民の責務」「6 事業者の責務」「7 民間支援団体の責務」について「基本理念にのっとり」を明示されたい。</p>	<p>「県民の責務」「事業者の責務」「民間支援団体の責務」に関して、「基本理念にのっとり」を加えます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
44	4. 県民の責務へ「犯罪被害者等が速やかに支援に結びつくことができるよう努める。」を追加していただきたい。	「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に講じ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない」とすることで基本理念を整理してまいります。
<b>&lt;支援に関する指針について&gt;</b>		
45	<p>県は指針を定めるに当たっては、「あらかじめ、県民の意見を聴取する」と記載しているが、県民の意見と表記してしまうと幅が固定されてしまい、県在住の犯罪被害者当事者の声、他県の識者などの見解といった、多くの意見を聞くべき必要があったとしても意見の聞き取り幅を狭めているように思う。</p> <p>指針の変更の部分についても、今後の話し合いの中で県民と記載することを検討していただきたい。</p>	<p>「県民」には、県在住の犯罪被害者等、支援者、事業者を含むものと考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
46	「千葉県犯罪被害者等支援条例」では、支援推進計画としているが、その策定に当たっては、県民だけでなく「犯罪被害者等支援に関し識見を有するものの意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする」と定めている。愛知県の条例についても、県民の中に含まれるとするのではなく、是非この条項を明記していただきたい。	
47	条例を制定しても、運用をしっかりとしないと意味がないと考えるため、条例制定後に条例の運用の状況について、定期的に検討する場を設けていただきたい。	<p>条例制定後も、条例に基づき、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p> <p>なお、条例では、「支援に関する指針」を規定しており、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度公表することとしてまいります。</p> <p>いただいた御意見は指針を検討する際、参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
48	「8 支援に関する指針」について 指針を作って、改訂の必要がなければ数年そのままというのではなく、年次計画を策定し、毎年検証し、施策の不備を見直していく体制が必要である。	指針に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するとともに定期的に見直すこととしてまいります。 いただいた御意見は指針を検討する際、参考とさせていただきます。
49	愛知県での条例が制定されても、運用について検討を行うことがなければ、条例を制定した意味がなくなってしまうため、定期的に条例の運用について検討する場を設けることも必要不可欠だと考える。	指針に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するとともに定期的に見直すこととしてまいります。 いただいた御意見は指針を検討する際、参考とさせていただきます。
50	実情にあった制度、運用であり続けるためには、当事者、関係機関への意見聴取を行い、定期的に検証、見直しが実施されることが不可欠であると思う。	
<b>&lt;総合的な体制の整備について&gt;</b>		
51	「総合的な支援体制の整備」、「財政上の措置」について、文末が「～ように努める」となっているが、「～するよう」努めるでは、実効性に欠ける意思が表れていると思う。この状態では犯罪被害者等の支援に不足が出た状態が後に見つかっても、その改善が本当にされるのか、とても不確実な状態であるといえる。「～する。」と、はっきり明記して、犯罪被害者等支援を早急に進ませて欲しい。	「総合的な支援体制の整備」については、県以外の国、市町村その他の犯罪被害者等支援に関する者に対して、強制力を課せないため条例では、「努める」といたします。
52	「9 総合的な支援体制の整備」について 「体制を整備するよう努める」と努力義務とするのではなく「整備する」とすべきである。具体例としては、県内あまねく格差のない支援を目指すため、 ・名古屋市が設置しているような総合支援窓口を県庁と県民事務所に設置する、 ・各機関、各団体の実務関係者間の連絡会議を創設し、最低年2回開催する、などがある。	「総合的な支援体制の整備」については、県以外の国、市町村その他の犯罪被害者等支援に関する者に対して、強制力を課せないため条例では、「努める」といたします。 条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

連番	御意見の概要	県の考え方
53	<p>「大阪府犯罪被害者等支援条例」では、総合的な支援体制の整備として「被害者支援調整会議」を明記している。これにより、大阪府では大阪府、大阪府警察、市区町村、弁護士会、社会福祉協議会などの民間支援団体、早期援助団体が一堂に会して、支援計画を策定し早い段階から効率的な支援を展開されている。愛知県の条例にも本条項を明記していただきたい。（関連する予算措置が必要となる。）</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では、「総合的な支援体制の整備」を規定してまいります。</p>
<b>&lt;財政上の措置&gt;について</b>		
54	<p>「総合的な支援体制の整備」、「財政上の措置」について、文末が「～ように努める」となっているが、「～するよう」努めるでは、実効性に欠ける意思が表れていると思う。この状態では犯罪被害者等の支援に不足が出た状態が後に見つかっても、その改善が本当にされるのか、とても不確実な状態であるといえる。「～する。」と、はっきり明記して、犯罪被害者等支援を早急に進ませて欲しい。【再掲】</p>	<p>「財政上の措置」について、施策の具体的な予算措置は毎年度検討していくこととなるため、条例では「努める」としてまいります。</p>
55	<p>「10 財政上の措置」について、努力義務ではなく、「講ずる」とすべきである。</p>	
<b>&lt;その他&gt;</b>		
56	<p>犯罪被害者等基本法第3条3項にもある「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」の「再び平穏な生活を営むことができる」との文言は、被害者にとって「亡くなった家族は戻ってこない」との気持ちを思い起こすという方がみえるため、表現を変えてはどうか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

## 2 県が行う基本的な施策について

連番	御意見の概要	県の考え方
＜全般的な内容について＞		
57	<p>今回の犯罪被害者等支援条例の骨子案については、有識者会議でも指摘されていたとおり、具体的な施策が見えてこないため、より実効性を高めるためにどのような施策を計画していくのか、今後具体的に示して欲しい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>なお、条例では、「支援に関する指針」を規定しており、いただいた御意見は指針を検討する際、参考とさせていただきます。</p>
58	<p>「県が行う基本的な施策」について、すべて、文末が「～など」となっているが、現段階で確定していないだけで、今後具体的に詳細が出てくるということか。</p> <p>このままの文章で条例として決まらないように、個々にどうしていくのか骨子の段階でももう少しはっきりしたものが欲しかったし、今後もっとはっきりさせていって欲しい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしております。</p> <p>なお、条例では、「支援に関する指針」を規定してまいります。いただいた御意見は指針を検討する際、参考とさせていただきます。</p>
59	<p>犯罪被害の場合、被害者とその関係者は、いやおうなしに加害者との関係を長期にわたって続けなければならない宿命が待っていると思う。捜査協力、裁判関与、損害賠償請求、贖罪の受け入れ、再犯・復讐等のおそれ、その防御、等々。それらに対して親身になって係わる機能が大切だと考える。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策までを記載するものではありません。具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>犯罪被害者やその家族の方々が二次被害や再被害に遭うことがないように、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
60	<p>「12 心身に受けた影響からの回復」～「14 居住の安定」についていずれも努力義務ではなく、「施策を講ずる」という形で規定すべきである。</p>	<p>県が行う基本的な施策について、「講ずるものとする」とします。</p>
61	<p>犯罪被害者の日常の生活の手助けとなるよう、福祉の観点（介護、子育て）で、既存の福祉制度が利用できるよう、利用対象者を犯罪被害者等に拡大されることを望む。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
62	<p>平穏な生活を過ごしていた人が突然事件に遭遇する、誰がこんなことを想定して生活しているのか。突然事件に遭遇した直後どうしたらいいのか唯茫然と頭の中は空白時間が続く。被害者が平常心を取り戻す為には出来るだけ早く、被害者と関わりを持つべきであり、警察や団体の寄り添いが絶対に必要な時期かと思う。被害者の心身の落ち着きと平常心を取り戻すために第三者の介入が必要である。時を同じくして身近なところから二次被害が出始め、外出が出来なくなったり、心身の不調が出始めたりする。被害者について、このような事を前提に、経済的支援はじめ支援を始めていただきたいと思う。</p> <p>この時点で被害者が何処にどのような支援があるのか知らない人ばかりである。誰かに話を聞いたり、誰かに連れ添われて来庁する人が殆どかと思う。支援の内容はさておき、以下をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口での対応がたらい回しにならないこと。</li> <li>・被害者支援を熟知した専従の方の配置。</li> <li>・被害者の直後の精神状態から事務的に行われる説明に理解できない場合があることも多いかと思う、同じことを何度も聞き直す事も有るかと思うため、その度に丁寧に対応すること。</li> <li>・その後、裁判も始まる。司法のシステムやどう臨めばいいのかなど、専門用語集等あればその後役に立つ。</li> </ul>	<p>犯罪被害者やその家族の方々が安全、安心に暮らすことができるよう、支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
63	<p>市町村での条例制定の支援、制定後の条例の運用で困ったことや、改善のための支援を県が行うことができるように、犯罪被害者支援と担当する常設（転勤で短期間に替わることがない）職員を配置することが必要不可欠であり、愛知県での条例制定後は、そうした人材を育成することが急務であると思う。「愛知県には犯罪被害者支援をよく知っている〇〇さんがいる」という方がいれば、市町村でも犯罪被害者条例を制定し、そこで困ったことが起きても、その「〇〇さん」に相談できるということがあれば、安心である。そして、愛知県で常設の職員を設置すれば、当然に、その職員の方が被害者の方や市町村の担当者から相談を受ける窓口を設置することも必要不可欠、ということになると思う。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策までを記載するものではありません。具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では、「相談、情報の提供等」及び「人材の育成」を規定してまいります。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
＜相談、情報の提供等＞について		
64	<p>有識者会議でも指摘されていたが、犯罪被害者が支援を依頼するときに、あちらこちらと当事者自身が複数の窓口を回って、そのたびに被害の話の繰り返し話すことで苦しまなくてもすむよう、一箇所の窓口ですべての支援へのアクセスが可能になるような総合的なワンストップ窓口の設置を要望する。あわせて、被害者支援の専門的な知識と経験をもった支援員を配置し、定期的に研修を受ける等支援の質を維持向上するための施策を要望する。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
65	<p>犯罪被害は、平穏な生活の中で突如起こるその人や家族・関係者の生涯にわたる影響を及ぼすものであり、その当事者に対して迅速的確に関連諸制度等とのアクセスがなされる配慮、及びその人たちの生活やこころを支える配慮の構築が大切である。その対応の窓口として、関連他部局(生活・医療保健福祉・労働・住宅・教育・法務等)、各市町村、国の諸機関、民間の支援等関連機関・団体等とのアクセスを持つ、かつ支持的相談援助の機能を持つ、ワンストップ的支援機関の設置がものをいうと思う。</p> <p>愛知県犯罪被害者等見舞金や犯罪被害者等給付金等の請求の手続きをはじめ、医療の提供、葬儀の便宜、生計の維持、心労の軽減、うわさ・いじめ・誹謗等からの防御、居住地の調整、損害賠償請求訴訟提起、等々、これらの支援やコーディネートに携わる機能と人材が求められると思う。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では、「人材の育成」を規定してまいります。</p>
66	<p>総合支援窓口を設置して、そこに犯罪被害者支援に専従する職員(支援員)を配置していただきたい。また、そのための人材育成を行っていただきたい。</p>	
67	<p>「県が市町村と連携し、被害者に必要な情報提供を積極的に行う。必要に応じて助言、支援に精通している者の紹介などを行う。」に変更していただきたい。</p>	<p>基本理念に「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に講じ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない」及び「犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に実施しなければならない」と規定することで整理してまいります。</p>



連番	御意見の概要	県の考え方
68	<p>「11 相談、情報の提供等」について</p> <p>単なる情報提供、助言、紹介では足りない。別項目を立てるなどして、相談の提供を入れるべきである。神奈川県条例第12条は弁護士等による相談体制の充実等を規定している。愛知県も、同様に、経済的な負担なく法律相談やカウンセリングなどを提供すべく、同条のような項目を設けるべきである。特に、若年の被害者が多く、被害者自身による法律相談・カウンセリングへのリーチが困難な性被害については、ワンストップ支援センターを通じた無償の法律相談、カウンセリングの実施に対して県が費用負担をするなどの施策を実施すべきである。法律相談に関しては、内閣府の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」を活用することも可能である（「被害者への法的支援に要する経費」として弁護士等への報酬、謝金対象事業に含まれている。交付率1/2）いるので交付金も積極的に活用すべきである。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では、「経済的負担の軽減」を規定してまいります。</p>
69	<p>市町村の窓口業務の支援を希望する。埼玉県では、県、県警、支援団体が1つのセンターを形成していることもあるが、県の専任職員が市町村の窓口の支援を行い、市町村窓口に来ることを恐れないよう助言、応援をしている。市町村、特に小規模な自治体は対応力が乏しく、被害者が自治体を訪れてもどう対応すればよいか分からず何もできないと追い返してしまうやに聞く。被害者専用の制度がなくとも、既存の制度でも助けとなることは少なくない上、相談に乗ってもらえた、受け入れてもらえたというだけで被害者は強くエンパワメントされると聞くが、自治体は被害者が窓口に来ることを恐れている。県が市町村に向けて、被害者を恐れず受け止めること、そのために県も助言、情報提供を惜しまないというメッセージを送るだけで市町村の窓口対応は変わると思う。そのためにも、被害者支援施策の計画的な推進のためにも、専任の職員は欠かせないと思う。指針の策定やそれに基づく施策の実施等、どのみち職員を専任させないと対応は難しいと思う。ぜひ県警からの出向もお願いし、県警と県が連携して市町村を支え、市民の力となっていきたいと思う。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では、県の責務として「市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供その他の支援を行う」と規定することで整理します。</p> <p>市町村や愛知県警察を始め関係機関と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
70	<p>本庁舎だけでなく、三河地域にも相談窓口の開設をお願いする。現在、民間支援団体もワンストップも基本的に名古屋にしかなく、三河地域からは非常に苦しい距離がある。事実上、警察しか駆け込む先がない。しかし、警察しか相談先がないと、事件にならないもの、事件にはしたくないものを取りこぼすし、いきなり警察に駆け込むというのはハードルが高い。また、事件になるにしても捜査以外の支援の窓口、受け皿がないのは厳しい。三河地域の市町村は基本的に規模が小さく、人口密度が低いために人口に比してカバーする面積が広く、基礎自治体だけでは正直被害者の相談に対応できる状態になっていない。西三河総合庁舎、東三河総合庁舎を活用し、三河地域への支援にも目を向けていただきたい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>市町村や愛知県警察を始め関係機関と連携協力し、犯罪被害者等支援に取り組んでまいります。</p>
71	<p>被害者支援連絡協議会相互の情報提供を推進するため、「秘密の保持」と「被害者のための支援」を両立できる情報提供基準、方法を定めてはどうか。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
72	<p>1つの窓口で総合的に対応していただけるよう、例えば、名古屋市の福祉コンシェルジュ（福祉制度案内嘱託員）のような方、利用できる制度に精通した方、対人援助ができる異動のない専門職の方の配置を望む。</p>	
<p>&lt;心身に受けた影響からの回復&gt;及び&lt;安全の確保について&gt;</p>		
73	<p>この二つの内容を読むと、事件発生後すぐの対応しか書かれていないように思う。犯罪被害者等が負う被害は様々であり、なかには長年にわたるものもあり、法的にとか専門的で個人対応が難しいようなものもある。このように時間が経った後でも犯罪被害者等がきちんと支援を受けられる体制を文章に明記して欲しい。犯罪被害者等が何で苦しんでいるのか、困っているのか、そういう相談や聞き取りをきめ細かく行い、それに対応することを明らかにして欲しい。</p>	<p>条例では、基本理念に犯罪被害者等支援は「犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に実施する」及び「犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を、公正かつ迅速に講じ、途切れなく提供する」と規定することで整理してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
<b>&lt;雇用の安定&gt;について</b>		
74	<p>「15 雇用の安定」について 被害者の雇用の安定は重要であるが、もう少し視野を広げて、就業環境の整備も目的に 含めるべきである。また、表現が抽象的にすぎる。神奈川県条例第19条が「事業者の理解の促進」（骨子案も17は「促進」の語を使っているので平仄を合わせるとよい）として、理解を深めたその先の目的として「犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう」を明示している。同様に明記されたい。</p>	<p>条例では、犯罪被害者等の職場環境の整備改善を推進するため、事業者の責務に「事業者は、雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めるものとする。」と規定することで整理してまいります。</p> <p>事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の施策を講じてまいります。</p>
<b>&lt;経済的負担の軽減&gt;について</b>		
75	<p>犯罪の被害に遭い後遺症がある場合、一定期間は国が治療費を負担するけれど、長く後遺症が残った場合は通常診療と同様の扱いで自己で3割負担しなければならないと聞いたことがある。犯人がわかっているならば、犯人に支払い能力がない場合や未解決の事件の場合には、その負担は犯罪被害者本人になってしまう。今もそういった状況であるのならば、被害者側がそういった負担をさせられることがないよう、県が国と連携して体制を作っていただきたい。</p>	<p>条例では、県の責務として「犯罪被害者等支援は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」と規定することで整理してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
76	<p>「16 経済的負担の軽減」について 単なる情報提供、助言だけでは不十分で、神奈川県条例第11条のような「経済的負担の軽減に資する施策を講ずる」ことまで入れるべきである。</p>	<p>「その他必要な施策」には「経済的負担の軽減に資する施策」を含むものであると考えております。</p> <p>なお、本県では今年度から「犯罪被害者等見舞金」等3制度を創設し、犯罪被害者等の方の経済的負担軽減の取組を進めております。</p>
77	<p>県条例での見舞金、市町村の見舞金が併給できるようにすべきである。支給の所得制限を緩和して、被害者の立場で申請しやすいものとしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県見舞金は市町村見舞金との併給を妨げるものではなく、所得制限は設けていません。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
<b>&lt;県民の理解の促進&gt;について</b>		
78	「17 県民の理解の促進」について、理解を深めたその先の目的として神奈川県条例第18条のような「犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう」を明示すべきである。	被害者の状況によっては、周囲からの干渉を望まない時期もあるため、「孤立させない」趣旨の文言を条文に記載しないこととして整理してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
79	県民の責務および事業者の責務ということが骨子案で明記されているため、県民に対する理解の促進（広報・啓発）が重要になると思われる。さきに述べた交通事故のように、二次被害には、犯罪の様態それぞれに固有のものがあるため、広報・啓発を企画するにあたっては、当事者の方々の意見やアイデアを必ず取り入れて実施していただくことを要望する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
80	被害者支援条例があることを、すべての県民が「誰でも知っている」よう、また、「どこに窓口があるのか」、分かりやすく広く広報啓発をして欲しい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
<b>&lt;民間支援団体に対する支援&gt;について</b>		
81	<p>「18 民間支援団体に対する支援」について</p> <p>(1) 県施策に協力する努力義務が規定されており、県内の犯罪被害者支援の推進に重要な役割を果たすことが期待されるが、民間支援団体は、会員からの会費や一般からの寄付金に頼る運営をしており財政的基盤が脆弱である。また、支援もボランティアが中心であり、支援要請に迅速に対応するには常駐の支援スタッフがある程度の規模必要である。民間支援団体の役割に照らせば、民間支援団体も県内あまねく支援できる体制を整備する必要があることから、業務委託などによる運営支援、人材育成への費用助成その他支援その他経済的な支援施策を講じるべきである。</p> <p>(2) 支援団体のうち、ワンストップ支援センターについては、前述の内閣府の交付金が、様々な事業を対象に交付金のメニューを用意しているので、交付金を積極的に活用して経済的支援を講じるべきである。</p>	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

連番	御意見の概要	県の考え方
82	<p>骨子案には民間支援団体に対する支援として、情報の提供、助言が挙げられているが、正直に言って、支援団体が県から情報を提供してもらったり助言してもらうことはないかと思う。そんなことはすでに知っている、ということが多いため、実効性が甚だ薄い支援になってしまうと思われる。本当に民間支援団体に対して、支援を推進することができるように支援するのであれば、まずは経済的支援が必須と思う。非常に脆弱な経済基盤の上で、支援員の方々は日々奮闘されておられるわけであり、経済的基盤がないために人材育成や人材確保にも苦勞している。支援者が安心して支援を行うことができるためには、安定的な運営が大変重要であるため、その点への支援を要望する。</p> <p>あわせて、当事者の方々の自主的な活動（さまざまな役所等でのパネル展示など）に対しても、経済的な支援を要望する。これも有識者会議で指摘されていたことだが、当事者の方々は自らの時間をやりくりして、そうした活動をされているのであり、次の広報啓発にも関係するが、県が行う犯罪被害者支援事業にとって重要な活動と位置づけられるものと理解する。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
83	<p>「民間支援団体の責務」と表裏をなすものであるが、民間支援団体の活動は、多くのボランティアに支えられており、要する経費は県民からの寄付で賄われている。いずれの団体も限られた予算・体制の中で努力しているのが現状である。条例で義務を命ずる県として、「情報の提供、助言その他必要な施策」だけでなく、「情報の提供、助言その他犯罪被害者の支援活動推進のために必要な態勢を確立するために必要な施策」との記載を加えていただきたい。</p>	<p>「その他必要な施策」には、「犯罪被害者の支援活動推進のために必要な態勢を確立するために必要な施策」を含むものであると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
<b>&lt;人材の育成&gt;について</b>		
84	<p>「大阪府犯罪被害者等支援条例」では、第17条に基づいて、「市町村被害者支援担当職員研修会」を開催している。1回あたり6～8人程度で、全市町村に参加要請して行っており、ロールプレイングを中心に担当者に模擬体験をしてもらい、リテラシーを高めている。条例に定める被害者支援の多くを実際に行うのは市区町村になると思われるので、この対応如何が被害者等支援の成否に関わってくるところであるので、是非指針策定前に大阪府の施策の検討をお願いします。</p> <p>19の人材育成は主に市区町村を念頭に置かれている条項であると思われるが、民間支援団体の支援員等についても対象とするようにされたい。ボランティアの活動といえども、代位被害、精神的な抑圧、時間的な制約などかなり厳しい状況下での活動となり、支援員を獲得すること、支援員としての活動を継続していくためには、しっかりとした教育訓練を持続的に行う施策が必要となる。民間支援団体に、責務を課す以上、その活動を担保する責任は県にもあると考える。「人材育成の第2項に「幅広く県民に被害者支援の実態、必要性等の啓蒙を図り、被害者支援の活動を担う人材を育成する」の条項を盛り込まれたい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、条例では「その他の必要な施策を講ずる」とすることで整理します。</p>
<b>&lt;その他&gt;</b>		
85	<p>損害賠償請求に関する支援等を設けて欲しい。隣県である三重は同支援を設置しており、愛知・三重県の交流の多さを考えれば、被害者多数の同一事案において、または、近接・近似した複数の事案において、一方の被害者には支援があり、他方の被害者には支援がない、という事態が多発する恐れがある。そのような事態になれば、支援のない被害者の方にとっては多大な不公平感・不信感が生まれる恐れがある。</p>	<p>損害賠償請求に関する相談や情報提供、支援に精通するものの紹介等の支援については「相談、情報の提供」の項目や、「経済的負担の軽減」の項目で対応していくものと考えております。</p> <p>なお、本県では、今年度から「犯罪被害者等見舞金」等3制度を創設し、犯罪被害者等の方の経済的負担軽減の取組を進めております。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
86	<p>犯罪被害者やその関係者と犯罪加害者の関係は、犯罪加害者側の属性、例えば犯罪の因果関係、加害者の精神病理や地位・経済力等が、その後の対処に大きな違いが出てくると思う。例えば、損害賠償請求訴訟の結果、たとえ賠償の命が出されたとしても、加害者に支払い能力がなければそれが履行されないという結末に陥る可能性があるが、そのような場合はどうするのか。中には加害者が犯罪についての手記を出版し、その印税をもって賠償に充てたという事例も聞くが、これの是非についても検討する必要性を感じる。</p>	<p>条例では、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>なお、本県では今年度から「犯罪被害者等見舞金」等3制度を創設し、犯罪被害者等の方の経済的負担軽減の取組を進めております。</p>
87	<p>犯罪被害者等への助成金等の支援や給付の対象者については、条例制定の趣旨のもと、深い吟味をもって、ニーズを有する当事者に落ちがないよう、明確に定めていただきたいと思う。生命や身体的な損傷を伴った被害の当事者に限るのか、犯罪の間接的影響による身体損傷や精神への悪影響の場合はどうか、経済犯罪の被害者はどうか、誘拐され行方不明となり生死不明の場合はどうか等。行方不明の場合、拉致・誘拐されたのか自発的な家出なのかが判明しない場合や、死亡の事例であっても、犯罪なのか事故・故意・病気なのかの判断が困難なグレーゾーンにある事例の当事者への適用についての検討も大切と思う。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
88	<p>他の都道府県の条例で上記の助成の制度が制定されている。愛知県でも法律相談費用や被害者の助成の制度を作っていただきたい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。</p> <p>なお、本県では、今年度から「犯罪被害者等見舞金」等3制度を創設し、犯罪被害者等の方の経済的負担軽減の取組を進めております。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
89	<p>他の都道府県の条例で制定されているが、法律相談費用や、被害者の転居費用を助成する制度を作って欲しい。被害者やご遺族が、刑事手続等法律的な問題に直面しても、弁護士に相談したり、依頼したりするのは、お金がかかると思って相談することに躊躇をする、ということを知ったことがある。条例で法律相談費用が出る、ということであれば、そのように躊躇することなく法律相談をすることができるようになる。また、加害者に自宅を知られた、とか、自宅が犯行現場になった、というときに、被害者がすぐに転居をしたいと思っても、転居費用がなくて困ってしまう、ということもよく聞く。こうした転居費用を支援することができると思う。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例では「居住の安定」を規定します。</p>